

# 慰勞金等支給決定処分取消請求訴訟訴状

(2009年2月2日付訴状)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

## 訴 状

原告 X

ソウル市（以下略）

上記原告訴訟代理人法務法人<sup>サミル</sup>三一

担当弁護士 崔鳳泰、<sup>イチュニ</sup>李春熙 <sup>オチュンヒョン</sup>吳忠賢 <sup>ソンヘイク</sup>宋海翼 <sup>キムインソク</sup>金仁錫 <sup>イムソンウ</sup>林成雨

<sup>クォンヨンギョ</sup>權寧奎 <sup>ヤンサンヨル</sup>楊尙烈 <sup>ヨインヒョプ</sup>呂寅翊

被告 太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会

ソウル中区（以下略）

委員長 <sup>キムヨンボン</sup>김용봉

慰労金等の支給決定（未収金）処分取消請求の訴

請求の趣旨

- 1 被告が2009年6月18日に原告に対してなした慰労金等支給決定（未収金）に関する処分を取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求めます。

請求の原因

- 1 原告は日帝強占期の日本の帝国主義の侵略戦争に配偶者であるAが日本政府により中国地域に軍人として強制動員され、1945年8月15日解放後に配偶者を亡くした被害者です。
- 2 未収金支援金の発生
  - ア 韓国政府は2005年日韓協定文書を全面公開して明らかになった政府の責任を履行するため、2007年12月10日「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」を制定し、現在これを実施しています。
  - イ 韓国政府は日韓協定文書を全面公開し、そのなかで日韓請求権協定はサンフランシスコ講和条約に基づいて朝鮮半島が日帝の支配から分離されるに伴い、通常債権債務関係を整理するために結ばれたもので、反人道的な不法行為に関しては協議されず、日本にその法的責任が残っているという結論

を下したが、日韓請求権協定を結んで自国民を十分に保護できなかった道義的な責任を履行するとの趣旨から上記支援法を作ることになったものです。

ウ それゆえ原告は被告から2009年6月18日付で軍人として強制動員されたことによる軍人・軍属供託金未収金270円に対して540,000ウォンに換算した未収金支援金の支給決定(上記支給決定書は2009年7月7日に送達された)を受けました。

### 3 未収金支援金算定における不当性

ア 現在日本政府は供託金の名簿と共に強制徴用犠牲者らの賃金を供託金の形で管理しているが、韓国政府は日本政府から供託金名簿等の一部分を受け取り被害者らに未収金支援金の形で1円当たり2,000ウォンに換算して支給しています。

イ しかし原告は韓国銀行等から解放当時の1945年と2005年現在を金価格を基準として比較すると約14万倍の価値の差があるということを確認しており、現在東京地方裁判所でのサハリン郵便貯金訴訟でも1円当たり2,000円(約20,000ウォン)に換算した補償訴訟が係属中であることを確認しております。

ウ したがって上記支援法により1円当たり2,000ウォンに換算して支給する支援金は補償ではなく、今後日本で保管中の供託金を引き出すまで人道的な次元で支援する金員であると考えておりました。

上記支援法第18条では被害者らが慰労金の支援を受けようとする場合には同意書を添付することになっておりますが、上記同意書の内容について同法施行令第16条には申請人が慰労金等の支給を受けようとするなら別紙第13号書式の同意及び支給請求書を提出することになっており、別紙第13号書式の同意及び支給請求書3項によると「申請人は慰労金等を受け取ったときにはその事件に関して同じ内容により裁判所に提訴しない等、いかなる方法によっても再び請求しないことを誓約します。」という内容になっていて、もし上記支援金の人道的な次元の慰労金でなく補償金であるなら、補償に関する権利を消滅させる内容の誓約を強要していることとなります。

エ ところが、最近意外にも韓国政府は日本政府が強制動員被害者らの分である供託金等を保管していることを認知しながら、1965年韓日請求権協定締結当時日本から受領した無償3億ドルに上記の供託金が含まれていると判断し、日本政府に対して供託金等の請求権を行使することはできないという意志を明らかにすると同時に、支援法上の支援金が補償金であると主張しています。(甲第2号証 事実照会返信参照)

オ 原告の供託金等が1965年6月22日の日韓請求権協定締結当時の無

償3億ドルに含まれた金員であるならば、現在原告が受け取るべき未収金は1円当たり2,000ウォンではなく現在の価値で換算した補償を受けるのが当然であるといえるでしょう。上記の事実照会返信は1945年当時の1円の現在価値は不明であるとして、1円当たり2,000ウォンの換算が不当であることは政府自ら認めており、その上、東京地方裁判所に係属中のサハリン郵便貯金返還訴訟の場合、1円当たり2,000倍とする上記訴訟を支援するとしながら、これとは矛盾して国内措置としては1円当たり2,000ウォンに換算するといっています。

#### 4 結論

したがって被告が原告になした2009年6月18日付の慰労金等支給決定に関する本件の処分は不当であり、請求の趣旨の通りの判決を求めると同時に、上記支援法関連法令の違憲法律審判提請を申請するため本件請求にいたったものです。

#### 立証方法

- 1 甲第1号証 慰労金等支給決定書
- 2 甲第2号証 事実照会返信（外交通商部長官）